

寄附金控除について

※お願い事とご注意

税制は、毎年のように改正されますので、申告の詳細についてはお近くの税務署にお問い合わせください。

【税制上の優遇措置について】

<個人によるご寄附>

所得税、住民税、相続税などの優遇措置が受けられます。手続き方法や金額等の詳細はお住いの地域の税務署にお尋ね下さい。

「所得税」…所得控除の適用

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

$$\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

「住民税」…税額控除の適用（東京都にお住いの場合）

当財団は、東京都から個人住民税の寄附金控除となる団体に指定されています。この制度は東京都にお住いの方（個人）から当財団にご寄附があった場合に、申告を行うことで、従来の所得税控除（還付）に加えて、住民税から税額控除の双方の適用が受けられるものです。

手続きは、所得税の確定申告の際に同時にできます。所得税が課税されず個人住民税のみが課税される方はお住いの市区町村に住民税申告を行ってください。確定申告の際は領収書等の添付が必要になりますので紛失にご注意ください。

$$(A \text{ または } B \text{ のいずれか低い方の金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = \text{個人住民税控除額}$$

↑

A: 対象となる寄附金の合計額

B: 総所得金額等の 30%

<法人によるご寄附>

日本 AED 財団へのご寄附は「特定公益増進法人に対する寄附金」として、通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、「特別損金算入限度額」が認められます。

$$[\text{資本金等の額} \times (\text{当期の月数} / 12) \times (3.75 / 1000) + \text{所得の金額} \times (6.25 / 1000)] \times (1 / 2) = \text{特別損金算入限度額}$$

寄附金受領書の発行について

寄附金が入金されたことを確認した後、「寄附金受領書」を発行し郵送いたします。

本寄附は、所得税法78条および法人税法37条4項該当の寄附金控除の対象となり、申告の際に必要になります。再発行はいたしませんので大切に保管してください。